

# 令和3年度第1回浜松市情報公開・個人情報保護委員会

## 会 議 録

**1 日 時** 令和3年7月19日（月） 午後1時30分から午後2時30分まで

**2 場 所** 浜松市役所 本館8階 第3委員会室

### 3 出席者

#### (1) 委員

杉田 智樹委員、岡本 孝子委員、清水 猶委員、林 浩樹委員、原田 伸一朗委員、  
村井 秀行委員、山本 泰子委員

#### (2) 事務局

総務部長 金原 栄行

文書行政課

鈴木 克尚課長、小杉 浩喜課長補佐、後藤 崇臣副主幹、岸本 真典副主幹、  
小笠原 進哉

### 4 欠席者

木山 幹恵委員、野中 正子委員、村上 重典委員

### 5 傍聴人

1人（うち報道関係者1人）

### 6 議題

#### (1) 議案

ア 委員長の選任について

イ 委員長職務代理者の指定及び不服審査部会委員の指名について

#### (2) 報告事項

ア 浜松市の情報公開（令和2年度情報公開制度運用状況報告書）

イ 浜松市個人情報保護条例に基づく開示請求等又は保有個人情報の開示の実施における本人確認の方法及び法定代理人の資格を証明する書類を定める要綱の改正について

## **7 会議録作成者**

小笠原 進哉

## **8 記録の方法**

会議記録：発言者の要点記録（録音の有無：無）

## 9 会議記録

※始まる前に資料確認（後藤）

### 1 開会

事務局（鈴木）                   ただいまから令和3年度第1回浜松市情報公開・個人情報保護委員会を開催いたします。  
まず、本日の会議は、浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針第6条により、原則として公開となっております。傍聴しようとする者がある場合は、傍聴させることとなりますので御了承ください。  
はじめに、浜松市総務部長の金原から、一言御挨拶を申し上げます。

事務局（金原）                   （挨拶）

事務局（鈴木）                   続きまして、委員の皆様を紹介させていただきます。

（委員の紹介）

（部長退席）

さて、本日の会議でございますが、委員総数10人のうち、出席委員は7人です。過半数を上回っており、会議が成立しておりますことを報告いたします。

本日、初めて委員会に出席されている方もございますので、この委員会につきまして、事務局から説明させていただきます。

事務局（後藤）                   （条例を基に説明）

### 2 議案

・委員長の選任について

事務局（鈴木）                   それでは、次第の2、議案の（1）「委員長の選任について」に移ります。  
本来、議事進行は、委員会条例第6条第1項の規定により、当委員会の委員長が行うところではありますが、委員長が選任されるまで、私が議事を進めさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

最初に、委員長の選任でございます。

委員長の選任につきましては、条例第4条第2項により、委員の互選によることとなっておりますが、皆様、いかがいたしましょうか。

村井委員 (杉田委員を推薦する発言)

事務局（鈴木） ただいま、杉田智樹委員とのお声がありました。  
杉田智樹委員に、委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

事務局（鈴木） ありがとうございます。それでは、杉田智樹委員長よろしくお願  
いします。  
それでは、委員長から一言御挨拶をお願いいたします。

杉田委員長 (挨拶)

事務局（鈴木） ありがとうございます。  
それでは、ここからは、条例第6条第1項の規定により、委員長に  
会議の議長をお願いいたします。

・委員長職務代理者の指定及び不服審査部会委員の指名について

杉田委員長 それでは、議長を務めさせていただきます。  
次第の3、「委員長職務代理者の指定及び不服審査部会委員の指名  
について」でございます。  
委員長職務代理者については、条例第4条第4項の規定により、委  
員長が指定することとなっております。  
また、不服審査部会委員については、条例第7条第2項の規定によ  
り、委員長が指名するとなっておりますので、私から、それぞれ指  
定又は指名をさせていただきます。  
まず、委員長職務代理者につきましては、前回の任期でもお願いし  
ていた、原田伸一朗委員を指定させていただきます。  
次に、不服審査部会委員の指名でございますが、指名数について、  
何か決まりはありますか。

事務局（鈴木） 指名数については、委員会条例やその他の規定において、明確に定めてはおりません。

なお、これまでの慣例としましては、不服審査部会については、委員長を含めて5人の委員で御審議いただいています。

杉田委員長 それでは、慣例に従って、不服審査部会の委員は、私を含め5人といたしますので、4人を指名いたします。

こちらにつきましては、前回の任期においてもお願いをしている、原田伸一朗委員、岡本孝子委員、木山幹恵委員、村井秀行委員に引き続きお願いしようと思えます。

なお、部会長につきましては、条例第7条第3項の規定により、私が務めることとなりますので、よろしくお願ひいたします。

### 3 報告事項

・浜松市の情報公開（令和2年度情報公開制度運用状況報告書）

杉田委員長 次に、報告事項の（1）、「浜松市の情報公開について」に移ります。この件につきまして、事務局は説明をしてください。

事務局（後藤） （資料に基づき説明）

杉田委員長 事務局から説明がありましたが、委員の皆さん、何か御質問はございますか。

林委員 請求する人の内訳はどのようになっていますか。

事務局（後藤） 保有個人情報に係る請求につきましては、教員採用試験の結果の請求が多く、若い人の請求が多くなっています。

情報公開に係る請求につきましては、工事の金入り設計書が6割から7割を占め、建設に関わる事業者からの請求が多くなっています。

請求者ごとの分類はしていませんが、請求内容から概ねそのような内訳となっていると思えます。

事務局（小杉） 補足ですが、情報公開請求は、理由を問うものではありません。また、事業者の方が個人名で請求することも可能であり、請求者の業種別の統計はできません。

・浜松市個人情報保護条例に基づく開示請求等又は保有個人情報の開示の実施における本人確認の方法及び法定代理人の資格を証明する書類を定める要綱の改正について

杉田委員長                   それでは報告事項の（２）「浜松市個人情報保護条例に基づく開示請求等又は保有個人情報の開示の実施における本人確認の方法及び法定代理人の資格を証明する書類を定める要綱の改正について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局（後藤）               （資料に基づき説明）

杉田委員長                   事務局から説明がありましたが、委員の皆さん、何か御質問はございますか。

（質問なし）

#### 4 その他

杉田委員長                   それでは、次第の４、「その他」に移ります。  
事務局から、何かありましたらお願いします。

事務局（鈴木）               現在、税務総務課、市民生活課、健康増進課が特定個人情報保護評価書の意見募集を行っております。  
冒頭に後藤から御説明させていただいたとおり、特定個人情報保護評価書の点検は当委員会の大きな役割の１つであります。  
そこで本日、特定個人情報保護評価書制度の概要を説明させていただきます。

事務局（岸本）               （資料に基づき説明）

事務局（鈴木）               （次回の日程調整）

事務局（岸本）               （事務連絡）

#### 5 閉会

杉田委員長                   それでは、以上をもちまして、令和３年度第１回浜松市情報公開・個人情報保護委員会を閉会いたします。